

平成13年度原子力損害賠償制度に関する調査（案）

1. 目的

アジア地域における原子力損害賠償に関する国際的な枠組みの構築に向け、学者、事業者、専門家から構成される検討会を開催し、条約締結の必要性等について整理し、原子力損害賠償に関する諸条約締結の是非について調査を行う。

2. 議論の進め方（調査期間：5月～12月頃）

(1) これまでの議論の成果の整理

- ・ ウィーン条約改正議定書、補完的補償条約と国内原賠制度との比較検討 等
- ・ 条約締結の必要性

① 越境損害が生じた場合の被害者救済の観点

② アジアにおける原子力事情（含KEDO）の観点

③ その他の観点（国内原子力産業、核燃料物質等の国際輸送等）

↓

(2) 論点の抽出、検討

↓

(3) 原子力損害賠償に関する諸条約締結の是非

3. 検討体制

- 原子力委員会から委託
- 構成メンバー（案）
 - ・ 担当原子力委員 遠藤原子力委員長代理
 - ・ 学者、弁護士、事業者からなる検討会により実施。
- 関係省庁からも協力を得る。

4. 報告

本委託調査の結果を原子力委員会に報告し、要すれば専門部会の審議を経て、原子力損害賠償に関する諸条約締結の是非について結論を取りまとめる。

原子力損害賠償制度検討会スケジュール

原子力損害賠償制度検討会

○ 第1回会合（5月中旬）

- ・ 原子力損害賠償条約締結の必要性
- ・ 追加的な論点抽出

↓

○ 第2回会合（6月中旬）論点検討（その1）

↓

○ 第3回会合（7月中旬）論点検討（その2）

↓

○ 第4回会合（8月中旬）報告書案審議

↓

○ 第5回会合（9月下旬）報告書取りまとめ

↓

原子力委員会へ報告、審議（10月上旬～）

↓

（要すれば、専門部会で審議）

↓

原子力委員会決定（年内希望）

---○ 最新の動向等追加調査
（必要に応じ）